

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第10号

答申番号：令和3年度答申第17号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

(1) 障害を有する児童の福祉増進という特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）の趣旨・目的からみて、本件の個別具体的事情の下では、請求人の夫（以下「夫」という。）は、請求人及び夫の長男（以下「長男」という。）を「監護」しているとはいえない。よって、処分庁が請求人に対して行った特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「原処分」という。）には判断の誤りがある。

(2) 夫に法第3条第1項に規定する監護が認められるとしても、令和3年4月以降、同条第2項に規定する主として長男の生計を維持する者は請求人である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

夫は、請求人及び長男と別居しているものの、請求人に対して、請求人の収入を上回る月額11万円の婚姻費用を支払い続けていること、平成31年度所得では請求人及び長男を税扶養していることを踏まえると、夫は長男を監護していると認められる。法第3条第2項に定める「主として当該障害児の生計を維持する者」と判断した原処分に違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は長男と同居し、精神面から児童の生活に種々配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住などの面倒を見ているという事情を考慮したとしても、長男の生計費の大半を負担している夫が長男を監護していないなどということはできない。よって、長男を監護するのは請求人のみであることを前提とする請求人の主張は採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和3年7月7日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受けた。

同年8月5日付けで請求人から口頭意見陳述申立書の提出があった。

同年9月6日、口頭意見陳述を実施した。

同年7月13日及び同年9月17日、審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当（以下「手当」という。）は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とする障害等級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の者（以下「障害児」という。）を監護する父母等に対して支給するものとされ（法第1条、第2条第1項及び第5項並びに第3条第1項）、手当の支給を受けようとする者は、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（指定都市の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならないとされている（法第5条第1項）。また、障害児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者に支給するものとされている（法第3条第2項）。

そこで本件についてみると、請求人は長男と同居し、長男の食事の準備や介助、排せつ、着替え、寝かしつけなどの育児介護の全般を行っている。他方、夫は、長男と別居してはいるものの、婚姻費用の支払いを通じて長男の生計費の大半を負担していることが認められる。これらの点によれば、請求人及び夫は、それぞれ長男を監護していると認めるのが相当であって、請求人のみが監護を行い、夫が監護をしていないとまではいえない。

この点、請求人は、夫は長男を監護しているとはいえないから同条第1項に規定する障害児を監護する父に当たらないと主張する。しかし、夫は別居により長男の育児介護そのものを行っていないという事情はあるとしても、前記のとおり、長男の生計費の大半を負担している事実に鑑みると、夫が長男の監護を行っていないとまで判断することはできないというべきである。したがって、本件において処分庁が主として長男の生計を維持する者が夫であることを前提に原処分を行ったことについて、違法又は不当な点があるとまではいえない。

なお、請求人は、予備的に、夫に同項に規定する監護が認められた場合、令和3年4月以降、同条第2項に規定する主として長男の生計を維持する者は請求人である旨を主張する。しかし、この点は、原処分後の後発的事情を述べるものであって、請求人は、処分庁に対し、改めて同項の規定により手当の受給資格がある旨の認定請求を行い、処分庁の調査、判断を経るべきものと解される。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹  
委員 中 原 猛